

評価基準書

区分	記載項目	評価の視点	評価得点 (最低水準点)
(1) 執行体制	執行体制について	技術者の役割分担が明瞭で、業務従事者間及び市との連絡調整が速やかに行える信頼性の高い体制となっているか。 相応の能力を有する技術者が配置され、本業務に適正に従事できるか。	20 (8)
	業務実績	同種・類似業務の実績が豊富で、高い企画力・専門性・独創性を生かした成果をあげているか。	
(2) 業務実施方針	業務理解度	本業務を実施するにあたって、目的、条件、内容等を理解しているか。	20 (8)
	実施方針の妥当性	本業務に対する考え方や認識が適切であり、それを踏まえた実施方針が妥当であるか。	
(3) 提案内容	基本的な方針・目標設定について	仕様書「2-6(1)基本的な方針・目標設定について」で、新たなモビリティサービスと既存の公共交通機関との役割分担や共存についてどのように検討しているか。	40 (16)
	目標達成のための施策・事業の検討について	仕様書「2-6(2)目標達成のための施策・事業の検討」で、2-6(1)の方針や目標設定を踏まえた具体的で実現可能な施策や事業についてどのように検討しているか。	30 (12)
	理解しやすい計画の策定について	仕様書「2-1 業務方針の検討」で、誰しものが共通認識を得るための計画策定をどのように検討しているか。	30 (12)
(4) 価格	履行期間の委託料の総額 (消費税及び地方消費税を含む。)	(1－提案額／提案限度価格)×60点【小数点以下切捨て】	60
合 計			200